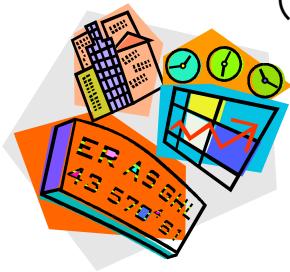


## (後)第12回 金融商品会計とは何か (どのような必要性から生まれたか)



月(5) 法2号館 213教室  
平成24年1月16日  
財務諸表論Ⅱ

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務会計論I・II 佐藤信彦著 H23年4月中央経済社発行)  
(ゼミナール現代会計入門第8版 伊藤邦雄著 H22.4 日本経済新聞社発行)(公認会計士試験論文式財務諸表論第5版 石井和人著 H22.10 中央経済社発行)

**何故時価会計か?** より正確な会計(会計環境の変化に応じて)

**会計の役割?** 公正価値開示(利害関係者等の利用のために)

### 1. 時価評価の会計

#### (1) 背景(企業の経済環境の変化)

金融取引の国際化・自由化



証券・金融市场のグローバル化



情報化処理技術の発達



デリバティブ(金融派生商品)の拡大

世界のGDP約60兆ドル、デリバティブの想定元本約600兆ドル



実物取引の50倍ものマネー取引の流通



企業活動の国境を越えたグローバル化



資金調達の世界規模での拡大

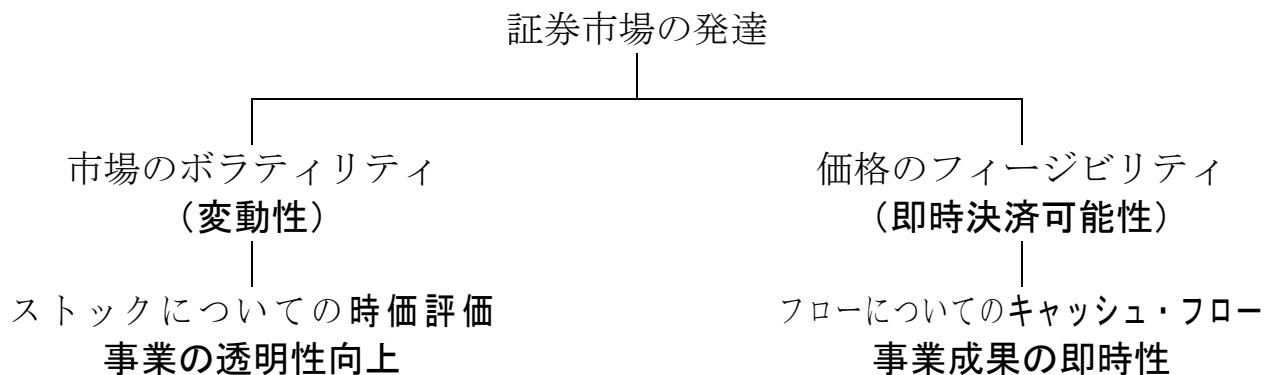


経済のグローバリゼーションと今後の加速

新たな金融取引がその「質」において多様化し、「量」において拡大し、そのためリスクに晒される環境状況(リスク・エクスポージャー)が企業經營にとってマネジメントすべき重要なリスクとなった。



そのため**金融財**の実態を、これまでの会計の対象だった**実物財**と同じ会計処理でとらえるのは困難となった。



### 経済の変化と資産評価の変化の比較

(旧) 実物経済	(新) マネー経済
<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済の基本は製造業</li> <li>・<b>実物財(プロダクト)経済</b></li> <li>・営利性原則</li> <li>・利益獲得過程</li> <li>・回顧的観点の収支適合</li> <li>・物財指向</li> <li>・<b>総額主義</b></li> <li>・確定数値に重点「実数値」</li> <li>・実数値の等価交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品が主役</li> <li>・<b>金融財(ファイナンス)経済</b></li> <li>・キャッシュフローが評価尺度</li> <li>・市場の変動性への対処</li> <li>・未来的観点の収支適合</li> <li>・財務指向</li> <li>・<b>純額主義</b></li> <li>・予測数値に重点「期待値」</li> <li>・期待値の等価交換</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得原価主義</li> <li>・引渡基準</li> <li>・決済基準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時価主義</li> <li>・契約基準</li> </ul>

**金融財**（資産）は**契約**から生じるため、誰が保有しても基本的には同じキャッシュ・フローが生じることとなる。この点が、棚卸資産や有形固定資産などのいわゆる**実物財**（資産）と大きく異なる特徴であり、この特徴が金融商品の認識、認識の中止、測定などの会計処理に影響を与える。

## 2. 金融商品とは

### (1) 金融商品とは

2 企業間で締結される契約で、

- ①一方の企業に**金融資産**を生じさせ、他の企業に**金融負債**を生じさせる契約（売掛金、買掛金、貸付金、借入金等）
- ②一方の企業に**持分の請求権**を生じさせ、他の企業にこれに対する**義務**を生じさせる契約（株式等）

### ③金融資産とは

現金預金、売掛金、貸付金等の金銭債権、株式その他の出資証券及び公債等の有価証券、並びに先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブにより生じる**正味の債権（評価益）**

### ④金融負債とは

支払手形、買掛金、借入金及び社債等の金融債務、並びにデリバティブ取引により生じる正味の債務（評価損）

## (2) 金融商品のタイプ

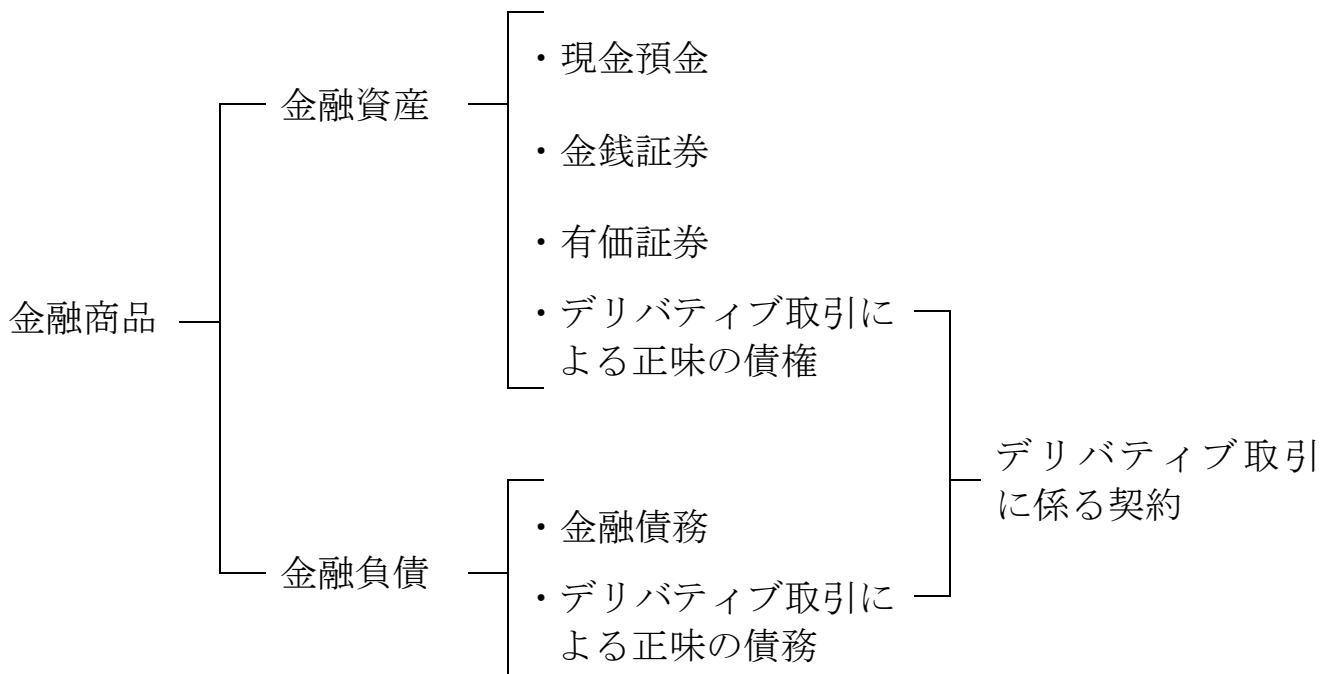
- ①金融資産
- ②金融負債
- ③デリバティブ取引に係る契約

デリバティブ取引の価値は、「当該契約を構成する権利と義務の価値の純額に求められることから、デリバティブ取引により生じる正味の債権は金融資産となり、正味の債務は金融負債となる」

プラス(評価益) ----- デリバティブ取引契約を構成する権利 > デリバティブ取引契約を構成する義務 → 金融資産

マイナス(評価損) ----- // < // → 金融負債

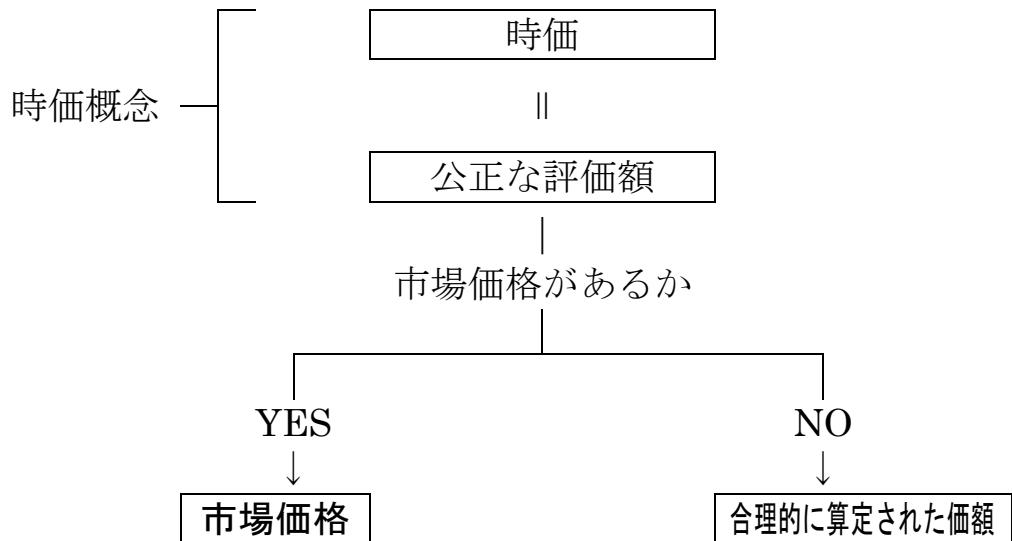
ファイナンス・タイプ(金融財)とコモディティ(現物財)・タイプの金融商品がある。



複合金融商品とは、新株引受権付社債にみられるように、「新株予約権」と「社債本体」とが複合して一つの商品を構成しているものをいう。

### (3) 金融資産の評価

金融資産は、基本的に時価、すなわち公平な評価額により評価



### (4) 金融危機

今回の金融危機は、グローバル経済に大きな影響を与えるとともに、企業会計システムにも重大なインパクトを与えた。

企業会計システムの前提となっていた市場が機能不全に陥り、公正価値をベースにした金融商品の評価が困難となった。

- ①IFRS の一部の適用除外を求める国が頻発するとともに、
- ②公正価値の適用の困難な場合、③損失の認識の遅れ、④オフバランス資産の存在、⑤金融商品に関する基準の複雑性などの問題が生じた。

そのため合理的に算定された価額も採用された。

### 3. 金融資産および金融負債の発生の認識

発生の認識とは、契約上の権利と義務の約定日（契約日）における認識であり、B/Sに計上することをいう。

#### (1) 処理的要件

- ①貨幣的計量可能性
- ②権利義務の確定性
- ③検討可能性(客観的証拠)

#### (2) 金融資産および金融負債の発生の認識

（受渡、決済ベースから契約、約定ベースへ）

形能分類	具体的対象	発生の認識
(1) —	現金・預金	—
(2) 金銭の貸借取引	貸付金 借入金	資金の貸借日
(3) 商品の売買等に係る金銭債権債務	売掛債権 買掛債務	商品の引渡又は役務提供の完了
(4) 金融資産または金融負債自体を対象とする取引	有価証券 デリバティブ	契約の締結時

(注1)有価証券の売買について契約が成立すると、その約定日以降の時価の変動に伴う価格変動リスクは、譲受人が負担することとなり、仮に譲受人が売買締結後に倒産（信用リスク）した場合にも、その取引の決済は買注文を出した証券会社側になり、譲渡人は契約時に時価の変動リスクを相手方に移転し、受渡に伴うリスクは当事者に及ばないことから、約定基準の適用が正当化される。従って記帳金額は受渡日の価格ではなく、契約日の取引価格となる。

(注2)デリバティブの場合も、当該契約の締結に伴い「権利の行使」や「義務の履行」が行える状況となるので契約の締結時にその発生を認識することとなる。

(注3)従来の会計処理では、有価証券については受渡基準、デリバティブは決済基準での認識が一般的であった。そのため決済時点までの取引がオフバランス化され、決済時点に至って初めて多額の損失を計上するという不透明な会計処理が行われてきた。

## 4. 金融資産の消滅の認識

### (1) 消滅事象

消滅の認識とは、金融資産のB/Sでの認識を取り止めることをいう。

- ①権利行使(貸付金の回収)
- ②権利喪失(有価証券の譲渡、オプションの期限切れ)
- ③支配移転

(支配の移転の3要件)

支配が他に移転するのは次の3要件がすべて充たされた場合とされている。

- ①譲受資産に対する譲受人の契約上の権利が、譲渡人その他の債権者から法的に保全されていること
- ②譲受人が譲受資産の契約上の権利を享受できること
- ③譲渡人が譲渡資産の買戻し権及び義務を実質的に有していないこと
- ④はさまざまな支配権(部分債権)からなる権利の一部が他に移転することもある。

例えばリコース権、遡及権や買戻特約が付されていることがあり、また「債権の回収サービス業務」が譲渡人サイドに残されている等の条件付きのものがある。

このような条件付きの金融資産が譲渡された場合の消滅認識が問題となる。この問題については二つのアプローチがある。

#### ①リスク・経済価値アプローチ

一体としての金融資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが第三者に移転した場合に、当該金融資産の消滅を認識する考え方である。(国際会計基準)

#### ②財務構成要素アプローチ

金融資産を構成する財務的要素に対する支配権が第三者に移転した場合に、当該移転した財務構成要素の消滅を認識し、留保される財務構成要素の存続を認識する考え方である。(日本、米国の会計基準)

財務構成要素とは、将来のキャッシュ・フローの流入、回収サービス権、信用リスクなどを指す。例えば社債の元本部分のみを譲渡し、同時にその償還リスクを譲受人に対して保証する場合、①元本部分、②利息部分、③信用リスクが、それぞれ財務構成要素となる。

そして、①元本部分の消滅を認識する一方で、②利息部分の認識は継続し、③新たな負債として償還リスクを計上することとなる。

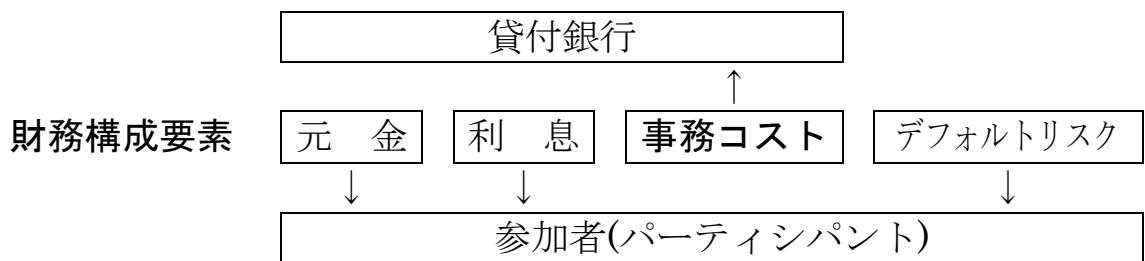
これは、証券・金融市場の発達により金融資産の流動化・証券化が進展し、たとえば譲渡人が自己の金融資産を譲渡後も、回収サービス業務を引き受ける等、金融資産を財務構成要素に分解して取引することが多くなってきたためである。

## (2) ローン・パーティシペーションの財務構成要素（債権の消滅の例外）

ローン・パーティシペーションとは、貸付銀行が貸付契約を締結し、その貸付債権（原債権）から回収する元利金を受取る権利を、第三者（パーティシパント、参加者）に一括または分割で売却する契約である。

これは、譲受人の権利の法的保全がされていないため支配の移転の要件（金融資産の消滅の認識要件）を満たさないが、会計基準制定前から、当分の間認められている。

この契約では、①貸付銀行は第三者に対して支払保証や買戻義務を負担しないが、②債権の回収と担保保管等の事務の執行を負担する。



## 5. 金融負債の消滅の認識

金融負債の消滅の認識とは、金融負債のB/Sでの認識を取り止めることである。

### (1) 金融負債消滅の3事象

- ①契約上の義務を履行したとき(債務の弁済)  
(買掛金の支払、借入金の償還など)
- ②契約上の義務が消滅したとき(債務の免除)  
(オプションの行使期間の終了など)
- ③契約上の第一次債務者の地位から免責されたとき

### (2) デッド・アサンプションの仕組(債務の消滅の例外)

デッド・アサンプションとは、内国法人が外債を発行し、その元利支払について海外の銀行に一定の金銭を預託することにより、元利金の支払を履行してもらう取引のことである。

このような海外の銀行とのデッド・アサンプション契約は、外債発行企業にとって、実質的な社債の繰上償還を行ったのと同じ効果を伴う。

デッド・アサンプションは、契約上の義務が消滅せず、また、第一次債務者の地位から法的に免除されないため金融負債の消滅の認識の要件を充たさないが、会計基準設定前から広く利用されてきた義務を配慮して、当分の間、取消不能の信託契約等により、社債の元利金の支払に充てることのみを目的として、当該元利金の金額が保全される資産を預入れた場合等、社債の発行者に対し遡及請求が極めて低い場合に限り、当該社債の消滅を認識することを認められている。

## (ケース 1)

A (譲渡人) が B (譲受人) に、保有する貸付金を譲渡し、譲渡した貸付金の貸倒リスクを、A が B に対して保証するケース

---

## (ケース 2)

左記の場合で、第三者 C が B(譲受人) に対して貸倒リスクを保証するケース

---

## (財務構成要素アプローチ)

A: ①貸付金の認識の中止  
②利息部分の認識は継続  
③貸倒リスクの認識の中止  
④保証リスクの新規認識

A : ⑪同左  
⑫同左  
⑬同左  
⑭同左  
C : ⑭同左  
(⑭が重複する)

## (リスク・経済価値アプローチ)

A: ①貸付金の認識は継続  
(B からの入金は借入金となる)  
②利息部分の認識は継続  
③貸倒リスクの認識は継続

A: ⑪同左  
⑫同左  
⑬同左  
C : ⑭保証リスクの計

## (仕訳例)

A銀行は1,000万円の貸付債権をB社に1,080万円で売却する。(年度末500万円の2回返済、年利率4%、回収業務は年20万円でA銀行が行う)

## &lt;リスク・経済価値アプローチの場合&gt;

- ① 売却時 万円
- |    |       |          |       |
|----|-------|----------|-------|
| 現金 | 1,080 | / 貸付債権   | 1,000 |
|    |       | (オフバランス) |       |
|    |       | / 債権売却益  | 80    |
- ② 元利金回収(第1年次)と支払
- |     |     |         |     |
|-----|-----|---------|-----|
| 現金  | 540 | / 未払金   | 540 |
| 未払金 | 540 | / 現金    | 520 |
|     |     | / 受取手数料 | 20  |

## &lt;財務構成要素アプローチの場合&gt;

- ① 売却時
- |    |       |           |          |
|----|-------|-----------|----------|
| 現金 | 1,080 | / 借入金     | 1,000    |
|    |       | (オンバランス)  |          |
|    |       | / 貸付債権留保額 | 80 (未払金) |
- ② 元利金回収(第1年次)
- |         |     |         |     |
|---------|-----|---------|-----|
| 現金      | 540 | / 貸付債権  | 500 |
|         |     | / 受取利息  | 40  |
| 借入金     | 500 | / 現金    | 520 |
| 貸付債権留保額 | 40  | / 受取手数料 | 20  |

従来は「リスク・経済価値アプローチ」により、一括して債権のオフバランス処理が行われてきた。そのため、取引の実質的な経済効果が譲渡人の財務諸表に反映されなかった。(譲受入の会計処理)そこで「財務構成要素アプローチ」により、財務構成要素に分解して、譲渡人の貸借対照表上にオンバランス化する必要が生じてきた。

## 支配が他に移転するための3要件

- ①倒産隔離—金融資産が譲渡人の倒産等のリスクから確実に引き離されていること。
- ②利益享受—金融資産の譲渡に制約されることがないこと
- ③実質的に買戻特約がないこと—買戻特約があることは、実質的には売買ではなく、貸借取引となる。

## 現先取引

現先取引は**現物買いの先物売り**であり、譲渡人が買戻権を実質的に持っているケースに該当するので、売買取引ではなく、金融取引として処理しなければならない。

### (仕 訳 例)

① 債権の買入時	万円		
短期貸付金	1,000	現金	1,000

② 決算時における未経過利息に計上と貸倒引当金の経常			
未経過利息	40	受取利息	40
貸倒引当金繰入	20	貸倒引当金	20

③ 債権の売り戻し時			
現金	1,060	短期貸付金	1,000
		未経過利息	40
		受取利息	20
貸倒引当金	20	貸倒引当金戻入	20

### (現先取引)

一定期間後に一定の価格で同一の銘柄を売り戻す(又は買い戻す)ことをあらかじめ約定した債券売買取引。

契約上は債権の売買の形をとる。

**実質的には、債権を担保とした短期の資金取引である。**

すなわち、売戻し条件付きの債券買入れ(買い現先)は余裕資金の運用である。

## (3) 買戻条件付債権譲渡の会計処理

(貸付金 1,000 万円の譲渡)

	万円
① 譲渡代金	1,000 (貸倒リスクの評価)
② デフォルトによる買戻義務	<u>△60</u>
③ 正味譲渡対価の額	<u>940</u>
④ 回収業務の対価	10 (回収業務費の見積)

(譲渡原価の算定)

	対価按分率	譲渡原価 (DX 比率)	
		万円	%
貸付債権の正味譲渡対価 (③の額)	940	99(B/A)	990
〃 回収業務の対価 (④の額)	10	1(C/A)	10
	<u>950</u>	<u>100</u>	<u>1,000</u>

(仕訳例)

	万円		
現金	1,000	/ 貸付債権	990 ----- 消滅債権の時価
譲渡損	50	/ 買戻義務	60
回収対価資産	10	/ 貸付債権	10 ----- 残存債権の時価

## 金融資産・負債の認識中止の会計

(1) 資産証券化

(2) 金融資産の認識中止

(3) 金融負債の認識中止

(4) リスク・経済価値アプローチ

(5) 財務構成要素アプローチ

## 6. 金融商品の時価評価

### (1) 金融財への評価基準の適用の背景

(実物経済)	1970年代以前	— プロダクト生産を中心とする実物経済中心の時代。
	1970年代以後	—(1) 為替を中心とした金融財の取引高に占める割合が増加し財貨の輸出入の決済手段としての地位。投資の対象となった。(トレーディングの補助)
(マネー経済)		(2) それ自身が投機取引の対象となった。 併せてコンピューターの発達により、価格変動(ボラティリティ)の瞬時を捉えて取引される。

金融資産は、基本的に時価、すなわち「公正な評価額」により評価するが、その保有目的に応じて、取得価額や償却原価などが用いられる。

### (2) 有形財への時価基準の適用の問題点

#### ①棚卸資産、固定資産

持続的、再生産に必要な資産(下方的評価)

従来の取得原価基準の枠内での評価減の適用が解りやすい。

#### ②金融資産

自由選択資金として即時決済による採算計算に適した資産(上、下方的評価)

金融財と有形財とでは資産特性、市場特性、経済セクター特性の違いが歴然としており、同一の時価ルールは問題である

#### ③金融資産の特性

- ・時価の客觀性とその把握の容易性
- ・時価による流動化可能性

### (3) 金融資産の時価評価の有用性と対象資産

#### ①時価の測定の問題

金融資産は、いつでも「時価による自由な換金・決済の可能性」(価格のフィージビリティ)があるという特性を前提として考えるとき、時価情報をオンバランス化することは、「当然」と受けとめられるようになっていく。

## ②時価評価対象資産の限定

- 時価評価対象から外されるもの  
(実質的に価格変動リスクにさらされないもの)
- ・現預金、受取手形、売掛金、貸付金等
  - ・支払手形、買掛金、借入金等

- (保有目的から見て売却しないもの)
- ・満期保有目的債券
  - ・子会社・関連会社株式等

区分	具体的項目	備考
価格変動リスクのある金融資産	デリバティブ 株式等の有価証券	金融資産
価格変動リスクに中立、非売却目的	売掛債権、貸付金等 関連会社株式等	〃
費用性資産	棚卸資産、固定資産等	非金融資産

## 評価基準と評価差額

区分	評価基準	評価差額
売買目的有価証券	時価	損益に計上
満期保有目的債券	原価、償却原価	一、損益に計上
関係会社株式	原価	—
その他の有価証券	時価	純資産の部に直接計上
特定金銭信託等	時価	損益に計上
デリバティブ	時価	損益に計上

## (4) 金融負債の貸借対照表価額

### ①社債発行差金

従来の繰延資産の範囲から除かれ、社債発行差金という用語を使用せず、社債を額面金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合は、償却原価に基づいて算定して社債金額とすることとされた。

## 7. 有価証券の会計

### (1) 区 分

区 分	評価基準	評価損益の処理
売買目的有価証券	時価	当期損益
満期保有〃	取得原価、償却原価	
関係会社株式	取得原価	
その他の有価証券	時価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・純資産の部にすべて計上(全部繰入法)、又は</li> <li>・評価益は純資産の部に計上し、評価損はP/Lに当期の損失として処理(部分繰入法)</li> </ul>

### (2) 売買目的有価証券

対価の変動により利益を得ることを目的として保有している有価証券をいう。

B/S 計上 ----- 時価

P/L 計上 ----- 評価損益は当期の損益とする

	2010年4月1日 (取得原価)	2011年3月31日 (期末時価)	2012年3月31日 (期末時価)
A 株式	1,500	2,000	1,800
B 株式	1,000	1,600	1,700
計	2,500	3,600	3,500

2010.4.1	売買目的有価証券	2,500	／	現預金	2,500
2011.3.31	売買目的有価証券	1,100	／	有価証券運用益	1,100
2012.3.31	有価証券運用損	100	／	売買目的有価証券	100

### (3) 満期保有目的の債券

満期まで所有する目的で保有する社債などをいう。

その目的は、満期までの利息や元本の受取りであり、その間の価格変動リスクを考慮する必要がないため、**取得原価**で評価される。

ただし、債券の券面額と異なる価額で取得した場合、その差額が金利調整によるときは、**償却原価法**で評価する。

償却計算の方法は利息法と定額法がある。

取得日等 2010.4.1 社債額面 10,000 を 9,500 で取得

満期日等 2015.3.31 満期、利率は 6%で利払日は 9月末と 3月末

2010.4.1	満期保有目的債券	9,500	/	現預金	9,500
2010.9.30	現預金	300	/	有価証券利息	300
2011.3.31	現預金	300	/	有価証券利息	300
	満期保有目的債券	100	/	有価証券利息	100
2015.3.31	現預金	300	/	有価証券利息	300
	満期保有目的債券	100	/	有価証券利息	100
	現預金	10,000	/	満期保有目的債券	10,000

### (4) 子会社株式等

子会社株式および関連会社株式は、**取得原価で評価**する。

これらは財務活動というよりは、設備投資などの事業投資と同様と考えられるからである。

### (5) その他有価証券

上記以外の有価証券であり、**持合株式**などが含まれる。

評価損益の処理には 2 つの方法があり、いずれの方法も、**評価差額は洗替方式**による。

**全部純資産直入法**(評価差額を純資産の部に計上する)

**部分純資産直入法**(評価益は純資産の部に、評価損は当期損失として処理する)

	2010年4月1日 (取得原価)	2011年3月31日 (期末時価)	2012年3月31日 (期末時価)
A 株式	1,500	2,000	1,800
B 株式	1,000	1,600	1,700
計	2,500	3,600	3,500

## (全部純資産直入法)

2010.4.1	その他有価証券	2,500	/	現預金	2,500
2011.3.31	その他有価証券	1,100	/	その他有価証券評価差額金	1,100
2011.4.1	その他有価証券評価差額金	1,100	/	その他有価証券	300
2012.3.31	その他有価証券評価差額金	100	/	その他有価証券	100
2012.4.1	その他有価証券	100	/	その他有価証券評価差額金	100

## (6) 強制評価減

- ①有価証券の評価に関しては、その時価が著しく下落したときには、回復する見込があると認められる場合を除いて、時価評価を行い、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。
- ②売買目的有価証券およびその他有価証券でも、市場価格がなく、客観的な時価が把握できないものについては、取得原価で評価される。

## (7) 運用目的の金銭信託

等外信託財産を構成する金融資産および金融負債について時価評価を行い、評価差額が出た時は、当期の損益とする、  
—特定金銭信託、指定金外信託等

## 金融商品に関する会計基準

### 重要定義のチェック

**(1) 設 定(平成 11 年 1 月 22 日 最終改正 平成 20 年 3 月 10 日 ASBJ)**

金融商品に関する会計処理を定めることを目的とし、すべての会社における金融商品の会計処理に適用する。

**(2) 金融資産**

現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の**金銭債権**、株式その他の出資証券及び公社債等の**有価証券**並びに先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引(以下、「**デリバティブ取引**」という。)により生じる**正味の債権等**をいう。

**(3) 金融負債**

支払手形、買掛金、借入金及び社債等の**金銭債務**並びにデリバティブ取引により生じる**正味の債務等**をいう。

**(4) 償却原価法**

金融資産又は金融負債を**債権額又は債務額と異なる金額**で計上した場合において、当該差額に相当する金額を**弁済期又は償還期**に至るまで毎期一定の方法で**取得価額に加減する方法**をいう。

**(5) ヘッジ取引**

ヘッジ対象の資産又は負債に係る相場変動を相殺するか、ヘッジ対象の資産又は負債に係るキャッシュ・フローを固定してその変動を回避することにより、ヘッジ対象である資産又は負債の**価格変動、金利変動及び為替変動**といった**相場変動等**による**損失の可能性**を減殺することを目的として、デリバティブ取引をヘッジ手段として用いる取引をいう。

**(6) ヘッジ会計**

ヘッジ取引のうち**一定の要件を充たすもの**について、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させるための**特殊な会計処理**をいう。

(7) 予定取引

未履行の確定契約に係る取引及び契約は成立していないが取引予定期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引をいう。

(8) リスク・経済価値アプローチ

金融資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが他に移転した場合に当該金融資産の消滅を認識する方法をいう。

(9) 財務構成要素アプローチ

金融資産を構成する財務的要素(以下、「財務構成要素」という。)に対する支配が他に移転した場合に当該移転した財務構成要素の消滅を認識し、留保される財務構成要素の存続を認識する方法をいう。

(10) 金融商品

金融資産、金融負債及びデリバティブ取引に係る契約を総称して金融商品という。

## 金融商品取引法

### 重要定義のチェック

#### (1) 設 定(昭和 23 年 4 月 13 日 最終改正平成 20 年 6 月 13 日)

この法律は、国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、有価証券の発行および売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、その通流を円滑にすることを目的とする。

併せて、資本市場の機能の十全な發揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。

#### (2) 有価証券の定義

#### (3) 有価証券の募集

#### (4) 有価証券の売出

#### (5) 有価証券届出書

#### (6) 金融商品取引業

(公認会計士試験論文式財務諸表論 第5版 石井和人著から)  
(同書を読んで検討して下さい)

問題1 (208)

金融資産及び金融負債に関する次の各間に答えなさい。

- 問1 金融資産及び金融負債の範囲について述べ、あわせてこれらの発生をいつ認識しなければならないのかについて述べなさい。
- 問2 金融資産の譲渡に係る消滅の認識方法としてのリスク・経済価値アプローチと財務構成要素アプローチについて説明しなさい。
- 問3 リスク・経済価値アプローチを採用した場合に生じる問題点について述べなさい。
- 問4 金融資産の価値の下落を財務諸表に反映する会計処理に関する次の各間に答えなさい。
- (1) 金融資産の価値の下落を財務諸表に反映する会計処理には、適用される状況の違いにより①直接控除と②間接控除という2つの方法がある。それぞれの方法について説明しなさい。
- (2) (1)の2つの会計処理と損失の戻入れとの関係について説明しなさい。

〈基本問題〉

1. 金融資産及び金融負債の意義を述べなさい。
2. 金融資産の発生の認識について説明しなさい。
3. 金融資産の消滅の認識について説明しなさい。
4. 金融資産及び金融負債の消滅の認識に係る会計処理について説明しなさい。

**問題 2 (214)**

有価証券の評価に関する次の各間に答えなさい。

- 問 1 企業会計の認識・測定対象を経営者が受託した資金の投下・回収過程とする立場から、期末においても売買目的有価証券を取得原価で評価すべきであるとする論拠を述べなさい。
- 問 2 問 1 の論拠に対する批判的見解を述べなさい。
- 問 3 その他有価証券のうち長期運用目的の有価証券は、当面売却を予定しない有価証券であるからこそ固定資産として分類されるのであり、その評価損益は当期の業績利益の計算要素とはならないことから、これを原価評価すべきであるとする見解がある。この見解の問題点を指摘しなさい。
- 問 4 その他有価証券のうち長期運用目的の有価証券の期末の時価は、将来の売却時に獲得されるキャッシュ・フローの見積値とはいえないことから、これを原価評価すべきであるとする見解がある。この見解に対する批判的見解を述べなさい。

**〈基本問題〉**

1. 資産の貨幣・非貨幣分類について説明しなさい。
2. 売買目的有価証券の意義を述べなさい。
3. その他有価証券の意義を述べなさい。
4. 収益の認識基準としての実現可能性基準説について説明しなさい。
5. 金融商品に係る会計基準に基づき、売買目的有価証券とその他有価証券の貸借対照表価額について、説明しなさい。

問題3 (220)

金融商品会計に関する次の各間に答えなさい。

- 問1 ヘッジ会計を必要としない場合が存在するという意見がある。ヘッジ会計の意義を述べた上で、ヘッジ会計を必要としない場合とはどのような場合か、説明しなさい。
- 問2 デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理について述べなさい。

〈基本問題〉

1. ヘッジ会計の意義を述べなさい。
2. ヘッジの対象について述べなさい。
3. ヘッジ会計の要件について説明しなさい。
4. ヘッジ会計の方法について説明しなさい。
5. デット・エクイティ・スワップの意義を述べなさい。